

千葉市職員措置請求（１９千監(住)第２号）に係る監査の結果について

1 請求人 千葉市中央区中央３－１５－６ 渚法律事務所内
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉
同 村越 啓雄

2 請求日 平成１９年６月２５日

3 請求内容

- (１) 議員への費用弁償について実費支給とする条例に改正するよう議長に勧告すること。
- (２) 過去５年間に議長・副議長に支給した費用弁償の額（及び年５分の利息）の返還を求めるよう市長に勧告すること。

4 対象事項

市が公用車を利用している議長及び副議長に対し、過去１年間（平成１８年７月から平成１９年６月）に支給した費用弁償が、違法、不当な公金の支出であるか否か。

また、そもそも議会の議員に対し、過去１年間に支給した費用弁償が、違法、不当な公金の支出であるか否か。

（住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き１年を経過したときはすることができないとされており、本件は正当な理由が認められないため、対象期間を過去１年間とした。）

5 監査結果

(１) 結論

市が公用車を利用している議長及び副議長に対し、過去１年間に支給した費用弁償は、違法、不当な公金の支出であるとは認められない。

また、議会の議員に対し、過去１年間に支給した費用弁償についても、違法、不当な公金の支出であるとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(２) 意見

自治法第２０３条第３項の費用弁償が本来的には実費を弁償すべきものであることからすれば、現行の費用弁償については、早急に抜本的な見直しが行われ、条例の改正案が提出されることを強く要望する。

(３) 理由（要旨）

ア 費用弁償が定額支給であることについて

自治法第２０３条第３項の費用弁償は、本来的には、実費を弁償すべきであるが、「標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべき」（平成２年１２月２１日最高裁判決）とされており、定額で定めることは、判例上もほぼ確立している。

市においても、条例で定額を支給する方法を定めているが、この定額支給の方法自体は、上記判例に照らせば、違法とはいえない。

イ 公用車を使用した場合の旅費（交通費）の支給について

議員の費用弁償には、日当の他、交通実費を含むと説明されているが、仮に、費用

弁償に交通費が含まれているとすれば、公用車による運行の供用を受けている以上、それに相当する部分の支払いは、二重払いという他はない。

ウ 本件費用弁償に交通実費が含まれているかについて

議員は、条例第2条第1項で教育委員会、選挙管理委員会等の各委員とともに、「議員等」として規定しているが、これら議員等の費用弁償は、条例第8条第1項で、その種類及び額の規定があり、旅費、日当が支給されるのは、職務で出張する場合に限られ、市内の通常の会議等の出席には、支給されないことになっている。

条例第8条第2項は、議員に対し本会議等の出席の費用弁償を支給するものである。仮に、この費用弁償に交通実費が含まれているとすれば、それ以外の委員会の委員等とを区別することになるが、その理由は見出しがたい。

したがって、他の委員会の委員等が通常の会議に出席する場合の交通費について、その支給が認められていない以上、議員の費用弁償には交通実費は含まれていないと解する他はない。

以上のとおりであるから、議長及び副議長が本会議等の出席について公用車を利用したとしても、交通費が二重に支払われていることにはならないと考える。

エ 費用弁償日額8,000円の妥当性及び必要性について

この額は、他の政令指定都市と比較すると概ね中位であり、特に高額とはいえず、議会の議決をもって条例として制定された以上、市当局はこれが裁量の範囲を明らかに逸脱していると認められない限りその支給を拒めず、違法、不当とは言えない。

しかし、この8,000円は、議員に特に必要とされる経費と考える他はないが、容易にはその内容を推し測ることができず、また必要とされることに、制度化の際やその後の条例改正過程をとおしても、説明責任が十分に果たされているとは言えない。

さらに、本会議等の出席にかかる経費は、市外で職務を行う場合の日当より高額になるが、その根拠を容易に見出すことができず、市民の理解を得られないと考える。

特に、今日のように地方財政が厳しい状況の中で、他市との比較のみで金額の妥当性を判断することは適当でなく、議員に係る経費についても、それが必要かつ妥当な額といえるか否かは、厳しい見方が出てきている。

そうした中、政令指定都市のうち5市では費用弁償そのものを廃止し、また千葉県でも、定額支給から実費支給に見直されている。

以上のとおり、日額8,000円の費用弁償の支給は違法、不当とまでは言えないが、そのあり方については、請求人が述べるとおり、見直しを要するものとする。